

令和5年5月

2023年

中央公民館 今月のお知らせ



★NEWS★ 施設からのお知らせ

お問い合わせ 中央公民館 752-3080
春日部市粕壁6918番地1

5月から、各部屋の予約方法や使用料支払い等の手続きが「通常の手続き」となります。詳細は、来館時に窓口の職員までご確認ください。

★NEWS★ 館内で無料のWi-Fiをご利用いただけます

接続方法などの詳細は、館内の掲示やチラシをご覧ください。また、必要な機器の用意や設定、無線アクセスポイントへの接続は利用者自身の責任により行ってください。
※マナーを守ってご利用ください。Wi-Fi利用により生じたトラブル等について公民館は責任を負いかねます。



● 講堂 ●

月日	催し物の名称 概要等	開催時間	主催等
5/12(金)	かすかべ歌声ランド 例会	14:00~15:50	かすかべ歌声ランド kuland@mbr.nifty.com 次回は6月16日(金)予定
5/20(土)	春日部市民劇団かざぐるま 第42回公演	14:00 18:00	春日部市民劇団 かざぐるま(板橋) 090-1791-7764 要入場チケット ※公民館では取扱っていません
5/21(日)	ラブソング 「恋歌がきこえる」	14:00	

※会場の定員は351名。定員を超えた場合等、入場をお断りすることがございます。

● ギャラリー ●

月日	催し物の名称 概要等	開催時間	主催等
5/6(土)	うたごえかすかべ	13:30~16:30	異文化芸術交流会 090-4398-9803(大岩) 次回は6月10日(土)予定
5/13(土) ~ 5/14(日)	ひまわりあとリエ 児童画展	初日10:00~18:30 最終日10:00~16:30	ひまわりあとリエ 048-738-0272(川井)
5/16(火) ~ 5/21(日)	第72回 春日部画友会展	10:00~17:00 (初日は13:00~ 最終日は16:00まで)	春日部画友会 048-761-0462(伊藤)
5/25(木) ~ 5/28(日)	第2回 華の会 絵画展	10:00~17:00 (最終日は10:00~15:00)	四会合同 (直接会場へ)

※会場の定員は200名。定員を超えた場合等、入場をお断りすることがございます。

※一般利用団体の「講堂」、「ギャラリー」等における催し物につきましては、事前にご提出いただいている「催物計画概要書」をもとに、毎月初旬に発行する『今月のお知らせ』に掲載させていただいております。概要書の提出がない場合など、詳細が確認できない際は掲載できないことがあります。(掲載を希望しない場合はお申し出ください)

🐟5月の休館日🐟 1日(月)、3日(水/祝)、4日(木/祝) 5日(金/祝)
8日(月)、15日(月)、22日(月)、29日(月)

公民館クイズの答え
春日部市には16の公民館があります
是非お近くの公民館にお立ち寄りください



●主催事業●

催し物の名称	開催日時	内容等	定員	受付・締切
講堂機器操作説明会 会場：講堂（ステージほか）	5/10(水) 9:00～11:00	講堂を利用する団体向けの簡易的な音響、照明機器の操作説明	—	要事前申し込み （前日まで）
かすかベカフェ 「気功」～ゆっくりした呼吸で免疫力アップ～ 会場：ギャラリー	5/11(木) 13:30～15:00	気功を体験し、身体を引き伸ばし鼻で呼吸する習慣を身に付け、健康増進をはかりましょう！	30名	先着順 （5月2日時点 空きあり）
健康をかंगाえる （春日部えんJOYトレーニング） 会場：講堂またはギャラリー	①5/10(水)、②5/17(水) ③5/24(水)、④5/31(水) 各回とも 10:00～11:15 春日部えんJOYトレーニング（健康体操） を中心に実技を行い健康の維持・増進を図る	現在、新規参加者の募集は見合わせています。 新規参加者を募集する場合は 公民館だより『桐のまち』 などでご案内します...		

■注意事項■

1. 主催事業以外の催し物に関しては、各主催者へお問い合わせください。
2. 主催事業以外の入場券等の取り扱いは、公民館では一切行っておりません。
3. 記載の日程以外にも、サークル等（一般利用者）の利用があります。
施設利用をご希望の方は、中央公民館窓口までお問い合わせください。

※ 新型コロナウイルス感染拡大の状況等によっては、催し物が中止となる場合があります。

連載別

公民館の役割について

—「今月のお知らせ」裏面をご覧くださいありがとうございます！—

令和3年5月号より、お知らせの裏面を活用して「公民館の役割」について掲載しています。
あなたの知らなかった公民館の一面が、見えてくるかもしれません！



公民館とは・・・

公民館の目的

皆さんが普段ご利用されている公民館は、一体どのような目的で設置されているのでしょうか？
社会教育法第20条には「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」とあり、公民館の目的として掲げられています。

この条文にあるように、公民館は地域の人々にとって身近な学習の足場となる場所であること、人々の交流の場として重要な役割を果たすことを目的として設置されています。

「社会教育」と公民館

公民館を語るうえで欠かせないキーワードは、「社会教育」です。

人は生涯において、さまざまな場所、時間、方法により、自発的な学習を行います。そして、その成果を発揮できる社会を実現することが求められます。（その多様な学習のことを「生涯学習」といいます。）

この生涯学習の理念を実現させるための重要な教育の一つが、「社会教育」です。

社会教育法第2条に、「学校教育法（中略）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義されています。つまり、学校教育以外の学習活動を総じて「社会教育」といいます。

公民館は「社会教育施設」であり、人づくり、地域づくりを主として、新たな縁の構築を担う、地域の方々のための学習拠点であるといえます。

▶次回は「公民館の歴史」を特集します！



公民館クイズ（答えは表面をご覧ください）

春日部市には、いくつ公民館があるでしょうか？